

## 近大姫路大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2021（平成33）年3月31日までとする。

### II 総評

貴大学は、2007（平成19）年に看護学部のみ単科大学として開学し、2008（平成20）年には、教育学部（通学課程・通信教育課程）を設置した。キャンパスは、兵庫県姫路市にあり、建学の精神に基づいて、教育・研究活動を展開している。

#### 1 理念・目的

「教育の目的は人に愛される人、人に信頼される人、人に尊敬される人を育成することにある」という建学の精神のもと、大学の理念・目的を「教育基本法の精神に則り、専門の学術の理論および応用を深く研究教授し、『人に愛され、信頼され、尊敬される人』を育成することを目的とする」と学則に明記している。ただし、学部ごと（看護学部、教育学部）の目的が学則またはこれに準ずる規則などに明記されていないので、改善が望まれる。

大学の理念・目的、人材養成の目的や教育研究上の目的は、『学生便覧』『大学案内』あるいはホームページなどで公表している。

理念・目的の検証体制としては、「自己点検・評価委員会」を設置しているが、大学の理念・目的については「普遍的なものであり、見直しの議論はない」としており、定期的に検証する体制にはなっていない。今後は、大学全体として定期的かつ恒常的に検証していくシステム、責任体制などを構築することが望まれる。

#### 2 教育研究組織

建学の精神、理念・目的に基づいて、看護学部、教育学部（通学課程・通信課程）を設置しており、子どもや高齢者、心の病を持つ人々などのニーズに対応するといった社会の要請を踏まえて、建学の精神にふさわしい教育研究組織を編成していると認められる。また、人文学、人権教育に関する研究・調査を行うことを目的として、2013（平成25）年4月に「人文学・人権教育研究所」が設置された。

教育研究組織の適切性については、最高審議機関として「大学協議会」が設けら

れ、定期的に協議を行っている。

### 3 教員・教員組織

#### 大学全体

貴大学では、求める教員像については明確な定めがなく、『点検・評価報告書』に「実践とのつながりを持った人」と記載されているのみで、教員組織の編制方針もない。今後は学部ごとに方針を明確に定めるとともに、それを教職員間で共有することが望まれる。

専任教員数に関しては、看護学部、教育学部いずれも大学設置基準の定める必要教員数を上回っている。しかし、教授 26 名中、特任教授が 11 名と多いことは、課題である。

教員の募集・採用および昇格については、「専任教員選考基準に関する規程」のほか、「近大姫路大学教員の昇任に関する規則」、「助教及び助手に関する規程」などに明文化され、教授会および「大学協議会」を通じて行われている。しかし、両学部とも専任教員の激しい変動が続くことにより、教育および学生指導の継続性に問題が生じているので、改善が望まれる。なお、教員の採用に関しては、基準は明文化されているが、手続きが明文化されていないため改善が望まれる。

教員の資質向上を図るための取り組みに関しては、学部ごとに実施し、教員の教育・研究活動の業績に関しては、昇格審査の際に適切に評価している。

教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きが不明確であり、その検証プロセスを適切に機能させ改善につなげているとはいえない。

今後、方針に照らして検証していくための体制を確立し、恒常的に検証を行い、教員組織を維持していくことが望まれる。

#### 看護学部

教員に求める能力や資質については「確かな倫理観を基盤とした健全で成熟した人格の上に、看護学に関する専門的な知識・技術を有する人」としている。

各専門分野の授業科目に応じて、専門領域ごとに、看護職教員と非看護職教員が分担して教育にあたっている。

教員の資質の向上を図る取り組みとしては、年度末に教員全体で、研究活動、社会貢献活動に関して報告を行う「活動報告会」を実施するとともに、平日頃から教員相互の頻繁な打ち合わせを通じて教員相互の研鑽に努めていたが、2012(平成 24)年度から「教員連絡会」に変更されている。しかし、「教員連絡会」においては「活動報告会」の内容に相応する活動がなされていないようであるので、継続的に教員の研鑽がなされるような工夫が望まれる。

**教育学部**

通学課程では、各専門分野の授業科目に応じて、担当する専門分野に関して十分な教育経験、教育・研究業績、学位、実務経験を有する教員を配置しており、特任教授の多さに由来する若干の年齢構成の偏りはみられるものの、全体として教員配置は適切に行われている。通信教育課程では、免許課程および養成課程の基準に応じて教員組織を整備している

教員の資質の向上を図る取り組みとしては、「学術教育研究会」を定期的で開催するなど、教育・研究活動の活性化に努めている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

**大学全体**

大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として、建学の精神、学部の教育目標を理解したうえで、所定の卒業要件単位数を修得することが学位授与の要件であると定め、さらに学部ごとにも課程修了にあたって修得しておくべき学習成果などを明確にした学位授与方針を定めている。

また、大学全体の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、「本学の教育課程は、教育理念と教育目標に基づいて、人間の豊かさ、問題解決能力、創造性、柔軟性、広い視野、グローバルコミュニケーションと複雑で多様な環境に対応出来る人材を養成するようカリキュラムが組まれている」とし、学部ごとにもそれぞれの方針が定められているが、いずれもカリキュラムや開設科目の説明にとどまっており、教育内容、教育方法に関する基本的な考え方が示されていないので、教育課程の編成・実施方針とはいえない。

大学全体の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、行われていないので、今後の取り組みにより適切な方針を設定することが望まれる。

なお、これらの方針は、大学ホームページに掲載し、教職員、学生、社会一般へ公表されているが、公的刊行物には記載していない。

**看護学部**

健康増進、疾病予防、健康回復のため、科学的根拠に基づく看護判断と看護実践ができる基礎的能力を養うなどの教育目標に基づき、「確かな倫理観に基づいたヒューマンケアリングの基礎的能力を修得し、幅広い視野を持ち、看護を統合的に考える力を身につける」などを学位授与方針としているが、教育課程の編成・実施方針については、『『共通教育科目』は、幅広い教養を身につけることを目指して多く

の履修科目を設置し、看護学の基盤となる関連学問領域の科目を必修とし」など、教育目標を達成するための科目構成の現状を示すものとなっているので、改善が望まれる。なお、新教育目標と旧教育目標にて入学している在籍学生が存在するので、シラバスなどには速やかに両教育目標を示し、学生に周知することが望まれる。

2007（平成19）年度の開学当初から「教育課程検討委員会」を設置し、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証活動に取り組んでいるので、教育課程の編成・実施方針を速やかに見直すことが期待される。

#### 教育学部

幼児期から少年期のこどもの心と体について幅広い知識と深い洞察力を培い、こども達が社会で生きていく力を育成するための教育的実践力を養うなどの教育目標に基づき、「保育・教育の実践に必要な倫理観・知識・態度を修得し、指導できる力を身につけていること」などを学位授与方針としているが、教育課程の編成・実施方針については、「『専門教育科目』は4つの科目に分かれ、幼稚園教諭1種免許状および小学校教諭1種免許状の取得を目指す」など取得を目指す免許・資格が方針そのものとなっているので、改善が望まれる。通信教育課程においても同様に、教育課程の編成・実施方針は、「幅広い教養と多様な視点を身につけることのできる科目を設定している」など、科目構成の現状説明にとどまっているので、改善が望まれる。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、通学課程では、「教育課程検討委員会」を中心として、通信教育課程では、「代議員会」「運営委員会」において、検証を行っているので、教育課程の編成・実施方針を速やかに見直すことが期待される。

### (2) 教育課程・教育内容

#### 看護学部

教育目標を踏まえ、「共通教育科目」のほかに「専門支持科目」「専門教育科目」を設け、実習に向けて、順次性に考慮した適切な教育課程を編成している。看護学部の教育課程・教育内容は看護師養成に特化しながら、深い教養学習と看護学を修めるためのカリキュラムが組まれている。貴大学の理念と目的を具現化する特長のある科目として、「国際看護」や「災害看護」などを設置している。また、課題ゼミや卒業研究で自己研鑽できる基礎能力を学習する内容を提供していることは、専門職として将来的に活動するうえで重要なことである。

教育課程の適切性の検証については、「教育課程検討委員会」が行うとのことであるが、領域ごとで行っているにすぎず、学部全体の検証としては十分な取り組みと

なっていない。しかし、時代の要請や学生の実態に対応させて、これまでに2回のカリキュラム改訂を実施している。

#### 教育学部

通学課程では、授業科目を「共通教育科目」「専門教育科目」「卒業研究」に区分し、教育実習、養護実習に向けての先修要件を定め、順次的・体系的な履修に対する配慮がなされており、それを『大学案内』において「学びのステップ」「学びの体系」として明示している。1年次に「基礎ゼミ」を、3年次に「専門ゼミ」を設け、初年次教育の補完および卒業研究へのプレゼミを行い、学習指導にあたっている。通信教育課程では、3つのコースに分け、4年間で教育学という学問を多角的かつ段階的に学習できるように教育課程を編成し、印刷教材による授業と面接授業を適切に配置している。

教育課程の適切性の検証については、通学課程では「教育課程検討委員会」が中心となって、「教務委員会」や「学外実習委員会」と連携しながら、検証活動に取り組んでいる。また、通信教育課程では「代議員会」「運営委員会」が教育課程の適切性を検証する取り組みを行っている。

### (3) 教育方法

#### 大学全体

履修指導については、両学部とも、1年次から4年次まで担任制を設け、学習支援にあたっている。

『授業概要』にあるように、授業は1回ごとに「項目」と「内容」が示されており、受講生が、予習範囲や授業の進捗状況が把握できるように配慮している。両学部とも「教務委員会」において、兼任教員一人ひとりに対して、個別に担当の教務委員を定め、日々の授業運営などが大学の教学方針に添うよう意思の疎通を図っている。授業評価アンケートを実施しておりその中で、シラバスどおりに授業が進行したか、確認を行っている。不適切なケースが見出されたときには、教務委員会委員長より是正が申し入れられることになっている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、両学部「FD部会」が置かれ、教育内容・方法の改善を行っているが、全学的な体制としては、現在「近大姫路大学全学教育改善実施（FD）委員会」の設立に向けて準備中である。FDの一環として、授業評価を全開講科目に関して実施し、その結果を公表している。また、両学部設置されている「FD部会」において、毎年「公開授業」を実施し、参加した教員間で検討事項について話し合い、授業方法の改善を図っている。さらに、「FD部会」が「FD研修会」を毎年企画・実施し、最新の情報に接する機会

を組織的に設け、教員個々の授業改善に資するよう活動を行っている。

#### 看護学部

学部の教育目標を達成するため、講義、演習、実習などの授業形態を採用しており、これらは『授業概要』に詳細に示されている。実習は1年次から少人数の学習が可能ないように配置し、各学年に設定されている各種の実習科目では、特に人間関係形成力を養うカリキュラム編成がなされている。また、実習前の事前指導に力を入れたり、担任制度を設けたりして、個々の学生に適した指導を行っている。

学生の再履修状況等を勘案し、2012（平成24）年度より「進級制度」を導入した。

#### 教育学部

通学課程では、講義、演習、実技、実習等の授業形態を採り入れ、科目の特性に応じて、チームティーチング制の導入や教育機器の有効な活用など、授業方法を工夫して実施している。また、学習に対する学生の主体的な参加を促す方法として、オフィスアワー制度や担任制度を取り入れるとともに、大学への導入教育や能力別クラス編成にも取り組んでいる。また、通信教育課程では、「印刷教材等による授業」と「面接授業」を適切に配置することによって、教育の目的を達成しようとしている。

しかし、1年間に履修できる単位数の上限を設定していないので、単位制度の趣旨に照らして、学生の計画的な履修を促せるよう改善が望まれる。

#### (4) 成果

看護学部、教育学部（通学課程）の卒業要件は『学生便覧』に明記しており、教育学部（通信教育課程）に関しては、『通信教育課程学習便覧』に記している。

学習成果の測定のための評価指標として、卒業生の看護師・教員資格の免許取得状況、看護師・教員の採用状況を用いている。看護学部においては、看護師・保健師・助産師の免許を取得した学生は全員病院等への施設に就職しており、これは教育目標に沿った成果の表れであると判断できる。一方、国家試験合格率の向上が課題とされている。

教育学部では、国により導入された履修カルテを活用して学習成果を把握し、学生の学習意欲につなげることを目指しており、課程修了時における貴学部の学習成果を測定するための評価指標についても、「教職実践演習」において評価指標を定めている。しかし、学生の就職状況（特に正規の教諭職など）からみる限り、厳しい状況がうかがえる。

今後は、卒業生に対する学外からの評価についての調査を実施することなども含

めて、学習成果を測定するための評価指標の改善についてより一層の努力が求められる。

卒業認定については、両学部ともに「教務委員会」にて事前審査を行ったうえ、教授会（卒業判定会議）に上程・審議のうえ、学長が卒業を認定している。

## 5 学生の受け入れ

### 大学全体

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、『教育の目的は人に愛される人、人に信頼される人、人に尊敬される人を育成することにある』という建学の精神に即した人材として成長が期待できる人」「社会で求められる社会人基礎力を養成するにあたり、幅広い教養を持ち主体的に行動し社会に貢献したいという意欲のある人」「社会的・職業的自立のために汎用的能力を身に付け、将来にわたって真の教養人および専門職業人として活躍する熱意のある人」と定め、さらに学部ごとに具体化している。学生の受け入れ方針は、『入学試験要項』には記載していないが、大学ホームページで公表している。

これをもとに、多様な資質能力を持つ学生を募集するために多様な選抜方法を行っており、方針と実施方法との整合性はとれている。しかし、修得しておくべき具体的な知識等の内容・水準を明示していないので、改善が望まれる。

学生の受け入れについて、教育学部（通信教育課程）においては、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率が低い。教育学部（通学課程）では、編入学定員に対する編入学生数比率が低いので、改善が望まれる。なお、収容定員に対する在籍学生数比率について、教育学部（通学課程）が2012（平成24）年度には低かったが、2013（平成25）年度については改善がみられる。

学生の受け入れについての責任体制に関しては、学長を議長とする「入試基本対策会議」を設け、各学部には「入試委員会」を置いている。これらの組織が責任を分担し、学生の受け入れの適切性を検証している。

### 看護学部

学生の受け入れ方針は「人々の生命や健康に対して強い関心を持ち、看護の専門職者を目指す意思のある人」「生涯にわたり自己研鑽を重ね、幅広い知識を身につけたいという好奇心旺盛な人」「自ら学ぶ意欲のある人」「他者と協力して行動できる人」としている。

学生の受け入れ方針に基づき、基礎力を問うための筆記試験と、看護学を学ぶ意志を確認するための面接・小論文を組み合わせ入学試験を実施している。入学試

験の形態も、一般入学試験、推薦入学試験、社会人入学試験などを取り入れ、多様な受験生の確保に努めており、学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法についての整合性は保たれている。

#### 教育学部

通学課程では、「本学部に対し非常に強い入学意思を持つ者で、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、保育士を目指す人」「豊かな感性を持ち、積極的にこどもとのコミュニケーションを図る意欲のある人」「他人を思いやる心と自ら社会の発展に寄与するという強い意志のある人」を学生の受け入れ方針と定め、それに基づいて、基礎学力をバランスよく備えた入学者を確保することを目的に、一般入学試験に重点を置いた入学試験を実施している。

入学試験の形態については、筆記試験を課している一般入学試験、公募制推薦入学試験のほかに、社会人入学試験、AO入学試験、一芸一能入学試験などを取り入れ、多様な受験生の確保に努めている。通信教育課程では、大学教育を広く社会に開放し、経済的負担をできるかぎり軽減し、専門職業人教育者への道を希望する者には勉学の機会を与えることに配慮し、書類審査による選抜を行っている。

## 6 学生支援

学生に対する修学支援、生活支援についての方針は設定されていないが、学生の福利・厚生および学生指導等に係る全学的事項について協議・調整する「全学学生委員会」が設置され、「学生委員会規程」に基づいて運営されている。

学生の修学に関する支援窓口としては、教学部が担当しており、履修に係る相談、障がいのある学生への修学支援、奨学金に係る経済的支援措置にあたっている。日常的にはクラス担任制を設け、随時学生面談を行い、休学・退学者等の状況把握および相談などの学生を支援する体制が整えられている。さらに学生の能力に応じた補習・補充教育として、看護学部では国家試験対策、教育学部では教員採用試験対策としてそれぞれ対策室を設け、合格率アップに取り組んでいる。

生活支援ではカウンセリング室、健康管理室を設け、学生生活における不安や悩み、健康相談や保健指導を行っている。各種ハラスメント防止については「ハラスメント防止委員会」や相談員が置かれ、学生への周知も図られている。進路支援については、「学生キャリア・就職支援委員会」とキャリア支援課が連携をとりながら、学生支援を行っている。

学生支援の適切性を検証する組織として、「全学学生委員会」「看護学部学生委員会」「教育学部学生委員会」、教授会、大学協議会があるが責任主体・権限が明確でないため、検証体制の構築が望まれる。

今後、学生支援の取り組みをより充実させるためにも、方針を策定するとともに教職員間で認識の共通を図り、それぞれの支援について恒常的に検証していくことが望まれる。

## 7 教育研究等環境

学生の学修、教員の教育研究環境についての方針は設定されていない。キャンパス、校舎、施設、設備については、法令上の基準を満たし、整備している。管理体制は確立しており、衛生、安全性も確保されている。特に、看護学部が使用する1号棟では、多様な実習室を、実習の特質に合わせて整備しており、それらの実習室では、実習機器も質・量ともに高いレベルで揃えられており、高く評価できる。

また、図書館では、学生の学修に配慮した図書館利用の環境整備を積極的に行うとともに、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備についても取り組んでおり、大学の附属図書館としての機能の充実に努めている。しかし、専門的な知識を有する専属の専任職員を図書館に配置していないので、改善が望まれる。

研究活動については、研究室の整備や研究費の支給など、各教員の研究環境の整備に努めているほか、「看護学部研究倫理委員会規程」「教育学部研究倫理委員会規程」等の研究倫理に関する規程も整備され、これに基づいて研究計画の審査等を行っている。

施設の整備・充実に関しては、理事会を中心として、新棟の建設計画が具体的に構想されている。この新棟が建設されることによって、1号棟における大講義室や演習室の不足状況は解消されるものと思われる。また、若手教員の学外実習期間中における研究専念時間の確保の問題についても、助手を増員することによってその改善に取り組んでいる。

今後、学生の学修、教員の教育研究環境についての方針を明確にするとともに、方針に照らして検証していくための組織、権限、手続きを構築したうえで恒常的に検証していくことが望まれる。

## 8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献についての方針は明文化されていない。しかし、看護学部では「看護学部地域貢献活動委員会規程」「国際連携推進委員会規程」を定め、「地域貢献活動委員会」「国際活動委員会」が中心となって、また、教育学部では「教育学部教授会運営に関する規程」を定め、「社会貢献活動委員会」「国際交流委員会」が中心となって、地域交流、国際交流に努めている。ひめじ国際交流フェスティバルで「まちの保健室」を設置し、来訪者の健康チェックを行ったり、教員が専門分

野で協力・連携してまちの寺子屋師範塾で講師をするなど、活動実態は十分にあり、教職員が協力している。

兵庫県および姫路市などの後援や共催により、一般市民を対象とした各種の公開講座や講演会などを開催し、大学での研究活動の成果を還元する貴重な機会としているとともに、地域住民との貴重な交流活動に取り組んでいる。それらの活動の多くに対しては、参加者からはおおむね良い評価を得ている。

今後、大学全体としての方針を明確にするとともに、それぞれの活動について総合的に検証していくための組織および手順について整備していくことが望まれる。

## 9 管理運営・財務

### (1) 管理運営

管理運営についての方針は明文化されていないが、理事会、大学協議会、各学部教授会などの機関を通じて審議・決定した事項を、「教員連絡会」「教職員連絡会」や年4回発刊される『学報』により教職員へ周知することを旨とし、管理運営体制を整備している。教学組織としては、各学部の意思決定機関である教授会が置かれており「教授会運営に関する規程」に基づき運営され、法人組織は、理事会と評議員会が設置され、寄附行為に基づき運営されている。

予算配分や計画については、総務部による調整等を経たうえで法人本部が予算案を作成し、これを評議員会へ諮問し、理事会で承認している。その執行も総務部の確認を経たうえで行われており、プロセスは明確で、透明性は確保されており、監査の方法・プロセスも適切に行われている。

諸規程については、各種関係法令を遵守しながら作成・見直しを行っている。

事務業務を行うためのスキルアップとして、専任職員だけでなく全職員に職員研修費が配分されており、各部署で実施するスタッフ・ディベロップメント（SD）研修のほか外部で実施されている研修会への参加に使用しているが、職員全体の「SD研修会」は行われておらず、職員全体の資質向上につながっていない。今後、職員全体の資質の向上の取り組みを行い、改善につなげることが望まれる。

事務組織については、事務局長が不在であるほか、部署によっては部長、課長などの役職者が置かれていない場合が散見される。課長が不在の課では、課長代理が置かれているが、責任・権限が明文化されていない。また、総務課、経理・財務課は、法人が設置する他の学校と共通であるため、課長代理が週に数日、法人本部がある近畿大学豊岡短期大学に勤務しており、その間、責任者が不在になるなどの弊害がみられ、事務組織は責任体制も含めて機能していない。今後、新校舎の建設に伴い、本部機能が大学に移るので、事務局体制の見直しが求められる。

管理運営に関する検証プロセスは不明確であるので、管理運営方針を明確にするとともに、方針に基づいて恒常的に検証するシステムの構築が望まれる。

## (2) 財務

財政基盤安定のため、「学園全体の支出予算は、収入予算の範囲内」という堅実な予算編成を財務の目標にしている。帰属収入は、新学部（教育学部）の学年進行により着実に増えてきたが、学生生徒等納付金に依存する割合が高いため、外部資金の獲得に努めることが必要である。

消費収支計算書関係比率では「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較すると、法人ベースの人件費比率は、比較的 low 推移しており良好であるが、大学ベースは近年増加傾向にある。教育研究経費比率は、近時低下傾向にあるため、全体の支出予算のバランスをとりながら改善することが望まれる。貸借対照表関係比率は、一部について「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均を下回り改善を要する比率はあるものの、自己資金構成比率、流動比率は良好であり、翌年度繰越消費支出超過額も減少傾向にある。

今後、学生生徒等納付金収入が伸びないとみられる中、補助金、寄附金をはじめとする外部資金を増加させる方策を講ずるとともに、中長期事業計画の策定とそれに基づいた中長期財務計画の策定を行うことが望まれる。

## 10 内部質保証

方針は明らかではないが、「教育研究水準の向上を図り、大学の目的および社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する」と学則に明記されており、2009（平成 21）年度には、第 1 回の自己点検・評価を実施した。

内部質保証を行うためのシステムとして、「近大姫路大学自己点検・評価委員会規程」に基づき「自己点検・評価委員会」を設け、そのもとに各学部で「自己点検・評価部会」を置いている。しかし、「自己点検・評価委員会」は、恒常的な活動がみられないため、今後、学内における日常の点検・評価活動とその結果に基づいた改善が円滑に進むよう、同委員会を中心に、内部質保証のプロセスを明確にし、各部署で改善サイクルを適切に機能させることが求められる。あわせて内部質保証の客観性、妥当性を高めるために、学外者の意見聴取を検討するなどの取り組みが望まれる。

文部科学省からの指摘事項に対しては、学内での速やかな情報共有と解決が図られ、適切に対処している。

なお、社会への情報の公表については、学校教育法（同施行規則）により公表が

求められている情報のうち、一部についてしか公表されていないものがあるため、改善が望まれる。

### Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2017（平成29）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

#### 一 努力課題

##### 1 理念・目的

- 1) 看護学部、教育学部（通学課程）の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に明記されていないので、改善が望まれる。

##### 2 教員・教員組織

- 1) 専任教員の採用に関して、手続きが明文化されていないので、改善が望まれる。

##### 3 教育内容・方法・成果

###### （1）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 大学全体、看護学部および教育学部において、教育課程の編成・実施方針として、教育内容、教育方法等に関する基本的な考え方が策定されていないので、策定するとともに、社会に対して公表することが望まれる。

###### （2）教育方法

- 1) 教育学部（通学課程）において、履修登録単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

##### 4 学生の受け入れ

- 1) 教育学部（通学課程）において編入学定員に対する編入学生数比率が0.20と低いので、改善が望まれる。

##### 5 教育研究等環境

- 1) 専門的な知識を有する専属の専任職員を図書館に配置していないので、改善が望まれる。

6 内部質保証

- 1) 学校教育法（同施行規則）により公表が求められている情報のうち、各教員が有する学位および業績に関することやシラバスが、一部の教員や授業科目を除いて公表されていないので、改善が望まれる。

以 上